

多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会報告書等 正誤表

| 頁数 (報告書) | 頁数 (中間報告書) | 行数 | (誤) | (正) |
|-------------|---------------|--------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 61 | 54 | 4 | ・ 14歳以下には運転を認めないこととする年齢制限を設けている。 | ・ 14歳未満には運転を認めないこととする年齢制限を設けている。 |
| | | 5 | ・ 14歳以下の児童には適当でないとされた電動アシスト自転車 | ・ 14歳未満の児童には適当でないとされた電動アシスト自転車 |
| 62 | 55 | 13, 19 | ・ ④ | ・ ③ |
| | | 15 | ・ 他方で、12歳以下には運転を認めないこととする年齢制限を設けている。 | ・ 他方で、12歳未満には運転を認めないこととする年齢制限を設けている。 |
| 63 | 56 | 6 | ・ 18歳以下の運転者については、ヘルメットの着用義務が課されている。 | ・ 18歳未満の運転者については、ヘルメットの着用義務が課されている。 |
| | | 14 | ・ 他方で、14歳以下には運転を認めないこととする年齢制限を設けている。 | ・ 他方で、14歳未満には運転を認めないこととする年齢制限を設けている。 |